

基地対策に関する要望書

日頃より、木更津市政の推進にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本市は、日米地位協定により在日米軍が施設及び区域を管理し、陸上自衛隊が共同使用する木更津飛行場をはじめ、海上自衛隊航空補給処や航空自衛隊木更津分屯基地が所在しており、これまで基地と共存したまちづくりを行ってきました。

一方で、各防衛施設は本市の臨海部に位置し、特に、木更津飛行場は、約210万平方メートルの敷地面積を有するとともに、木更津駅から直線距離で約2.5キロメートルと市街地に近接していることから、木更津駅周辺を中心市街地のまちづくりをしてきた中で、自衛隊機の飛行運用に伴う建築物の高さ制限によって、立体的なまちづくりができなかった状況や、企業立地を進められなかったことによる税収の確保など、まちの賑わいづくりの進展に大きな影響を受けてきております。

これまで、令和6年の能登半島地震をはじめとする大規模災害や全国各地で発生する山林火災に伴う災害派遣活動など、多くの市民は、災害支援において自衛隊が果たす役割の重要性を認識しており、また、国の防衛政策や沖縄県の基地負担軽減への取組に一定の理解を示しておりますが、木更津飛行場においては、陸上自衛隊木更津駐屯地に所属している航空機や米軍機の飛行運用による騒音など、周辺地域の生活環境に影響を及ぼしております。

また、木更津駐屯地における日米オスプレイの共通整備基盤として、平成29年2月から、沖縄県の普天間飛行場に配備されている米海兵隊MV-22オスプレイの定期機体整備が開始されましたが、現在、新しく整備用格納庫2棟を建設しており、今後、陸上自衛隊V-22オスプレイの定期機体整備も開始される予定であることから、整備機数の増加に伴う騒音等の影響が懸念されております。

さらに、令和5年11月に鹿児島県屋久島の沖合で米空軍横田基地所属のCV-22オスプレイの墜落事故が発生し、令和6年8月に当該事故に関する事故調査報告書が公表されましたが、オスプレイの機体の安全性に対する懸念は払拭されておられません。

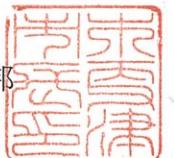
市では、市民の安全・安心を第一に考え、基地周辺住民の負担が軽減できるよう取り組んでおりますが、市民の理解を得ていくうえでは、より一層の基地周辺における生活環境への配慮や環境整備が必要となっております。

本市における基地周辺の実情をご理解いただき、次の事項について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年10月3日

防衛大臣 中谷 元 様
北関東防衛局長 池田 眞人 様

木更津市長 渡辺 芳 邦



1 安全対策の徹底について

令和6年10月の与那国駐屯地における陸上自衛隊オスプレイの航空事故は、人的要因により発生した事故であることから、今後、定期機体整備のために飛来する予定の陸上自衛隊オスプレイをはじめ木更津駐屯地のあらゆる航空機について、安全対策を徹底すること。

2 基地周辺の生活環境への配慮について

木更津飛行場における陸上自衛隊木更津駐屯地に所属している航空機及び米軍機の飛行等の運用に伴う騒音等による負担の軽減のため、以下の項目について最大限の配慮をされること。

- (1) 場周経路を使用した飛行訓練については、連続した場周経路の使用を避ける、可能な限り高い飛行高度を維持するなど、騒音軽減策を徹底すること
- (2) 夜間及び早朝の運用については、基地周辺への騒音による影響が大きいことから、必要最小限とし、最大限配慮すること。
- (3) 格納庫前のエプロンは住宅地に近接していることから、エプロンで行っている航空機の点検等に係る騒音について、必要な防音措置を講ずること。
- (4) 本市の重要な観光資源の一つに潮干狩りがあり、基地周辺に潮干狩り場が所在していることから、潮干狩り場の開場時は、騒音等による影響について最大限配慮すること。
- (5) 基地周辺の生活環境への影響について、基地周辺住民の声を傾聴するとともに、木更津駐屯地から基地周辺住民へ積極的な情報発信を行うこと。

3 基地周辺の環境整備等について

貴省は、防衛施設と周辺地域との調和を図るため、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、様々な施策を実施しているが、基地と共存するまちづくりを行ってきた本市の状況を十分考慮し、以下の項目について一層の充実を図ること。

- (1) 法第4条に基づく住宅防音工事について、第一種区域指定に係る告示（平成7年7月20日）以降の新築住宅の全てにおいて助成対象とするとともに、対象区域の境界について、自治会区域を考慮するなど、対象区域の見直し、拡充を図ること。
- (2) 法第8条に基づく民生安定施設整備事業やまちづくり支援事業については、在日米軍と陸上自衛隊が共同使用する基地の重要性和基地と共存したまちづくりを行ってきた本市の状況を踏まえ、基地周辺地域の振興につながる事業の推進に最大限配慮すること。
- (3) 法第9条に基づく特定防衛施設周辺整備調整交付金については、陸上自衛隊木更津駐屯地に配備されている航空機をはじめ米軍機等の軍用機の運用実態を考慮するとともに、同駐屯地における日米共通整備基盤においては、新たに整備用格納庫2棟を建設しており、今後、日米オスプレイ合わせて最大同時10機の整備が見込まれることから、整備機数の増加に伴う騒音等の影響を考慮

し、交付金の増額を行うこと。

4 オスプレイに関する覚書等の遵守について

米海兵隊MV-22オスプレイの定期機体整備にあたっては、平成24年9月19日に日米合同委員会において合意された「日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書」と平成29年1月19日に防衛省、米軍及び整備企業との間で取り交わした「V-22オスプレイの定期機体整備(PMI)作業に際しての陸上自衛隊木更津駐屯地の使用に関する確認事項」を遵守すること。

5 適時適切な情報提供について

木更津駐屯地における日米オスプレイの定期機体整備をはじめ、防衛施設の運用に伴い、基地周辺の生活環境に影響を与える事柄については、適時適切な情報提供を行うとともに、事故や部品落下等の事案が発生した場合は、速やかにその状況を市に報告するとともに、徹底した原因究明と再発防止策を講ずること。

また、日本国内はもとより、海外におけるオスプレイの事故に関する情報については、市民のオスプレイへの安全性に対する懸念を払拭するため、事故原因と再発防止策について情報提供を行うとともに、貴省の責任において積極的な情報発信を行うこと。

さらに、航空機から発生する低周波音による影響について、当該分野の技術動向などの収集状況について情報提供を行うこと。